

令和8年度 地域映像ソフト制作委託要領

仙台市教育委員会生涯学習課

1 委託業務の内容

仙台に関連する素材をもとにした創作的な地域映像ソフト（以下「マルチメディア教材ソフト」を含む）の制作。

2 地域映像ソフトの内容

学校教育や社会教育での利用を目的とした内容とし、教科及び領域は問わない。制作にあたっては、台本等を作成するとともに、制作に使用した資料等を提出可能な形で保有するものとする。

3 募集数及び委託料

募集数は4点（予定）とし、一作品あたりの委託料は38,000円（上限・税込）とする。なお、個人に支払う場合には源泉徴収を行った上、業務完了後に支払うものとする。

4 制作委託期間

令和8年8月3日（月）から、令和9年1月19日（火）までとする。

5 応募方法

- (1) 応募資格は、個人または団体とする。ただし、視聴覚教材を制作することを職業とする個人または団体を除く。
- (2) 別紙「申込書」を、下記に電子メール送信もしくは郵送・持参等で提出すること。電子メール提出の際は、受信後、担当より受信確認の返信を行うので、返信がない場合は電話で確認を行うこと。
- (3) 提出締切日は7月21日（火）必着とする。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5-12

仙台市教育委員会生涯学習課 宛

電話 022-214-8887 メール shingo_aonuma@city.sendai.jp

6 地域映像ソフトの納入

- (1) 映像教材は、DVDまたはブルーレイで15分以内に編集し、仙台市教育局生涯学習課に納入するものとする。ブルーレイの場合はDVDでも作成し、ブルーレイとDVDの2枚を納入する。
- (2) デジタルコンテンツ、紙芝居等は、15分以内の内容に編集し、その教材現物を納入するものとする。
- (3) コンピュータ教材は、HTML形式などの汎用性の高い形式で作成し、その教材現物をCD-ROMとして納入するものとする。
- (4) 制作した地域映像ソフトは令和9年2月13日（土）にせんだいメディアテークにて行う『仙台市自作視聴覚教材上映会』に出品するものとする。

※ 上映会の詳細は、後日通知する。

7 著作権の所属

著作権は、仙台市教育委員会に属するものとし、作品は、市内の各学校及び社会教育施設・団体が利用できるように、教育局生涯学習課が複製を行う。

8 その他

- (1) 納入する映像教材には、コピーガードを設定しないようにする。また、映像内にチャプターを付けないようにする。
- (2) 応募が募集数を超えた場合、以下の観点により、生涯学習課が委託先の選定を行う。
 - ①学校教育や社会教育における活用しやすさ
 - ②学校教育や社会教育における学習効果の期待度
 - ③テーマの独自性、資料としての貴重性または普遍性
 - ④制作委託を行うに足る信頼性や実績
- (3) 委託制作作品及び入賞した作品は、せんだいメディアテークホームページ上の「せんだい教材映像アーカイブ」に掲載し、広く学校教育及び社会教育等での活用を図る。
- (4) 教材映像に登場する団体や個人に対し、作品が視聴覚教材として不特定多数の方々に視聴されることについて、承諾を得ておく。また、BGM、効果音、写真複製等については、著作権及び著作隣接権の権利処理が完了しているものを使用すること。